

学校で児童生徒や教職員に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の臨時休業等の基準について

令和4年9月1日【改訂】
尾道市教育委員会

1. 感染者が確認された児童生徒について・・・出席停止とします。

(出席停止となった日数は、通知表等の「出席しなければならない日数」に含まれず、欠席扱いになりません。)

2. 臨時休業等（学級閉鎖・学年閉鎖を含む。）の基準について

○教育委員会が、学校からの報告をもとに、以下の基準に基づき、学校の臨時休業等の要否や対象期間を検討し、判断します。

児童生徒が感染した場合

○学級閉鎖

1) 感染者が1名発生し、その者の最終登校日の翌日から3日を経過するまでに2人目の感染者が発生した場合（※【具体例】を参照してください。）

2) その他、教育委員会が必要と判断した場合

○学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

○学校全体の臨時休業

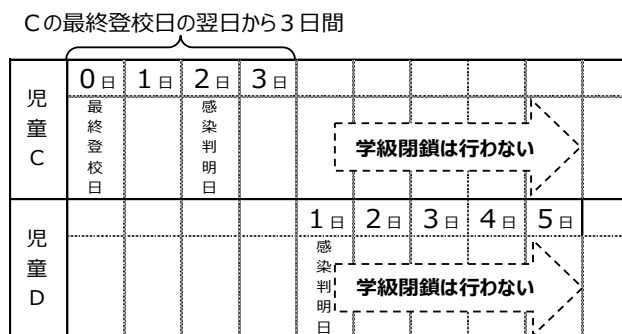
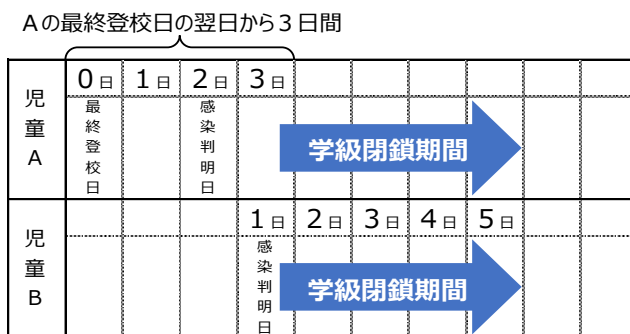
複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

教職員が感染した場合

当該教職員からの感染が、他の教職員や児童生徒へ広がっている可能性を調査し、その状況に応じて、学級閉鎖、学年閉鎖、または学校全体を臨時休業とします。

学級閉鎖等の期間：2人目の感染者の感染判明日を含めて翌日から5日間程度（土日祝を含む。）

【具体例】



※上記のほか、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合は、教育委員会が、臨時休業等の対象や期間について拡大を決定する場合があります。